

JICCPA実務指針等の移管指針、公表議決—ASBJ

去る6月20日、企業会計基準委員会が、第528回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

移管指針の適用等

日本公認会計士協会の実務指針のうち会計に関する指針のみを扱う実務指針等をASBJに移管するプロジェクトにおいて、移管指針「移管指針の適用」および14本の個別移管指針について、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた修正案の審議が行われた。

出席委員全員の賛成で公表議決された。7月1日に公表予定。

継続企業および後発事象に関する調査研究

第522回親委員会（2024年4月10日号（No.1707）情報ダイジェスト参照）に引き続き、日本公認会計士協会が公表した実務指針等をASBJに移管するプロジェクトに伴いまとめられた「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の文案が示され審議された。

委員から特段の意見は聞か

れず、公表することが了承された（6月21日公表。https://www.asbj.jp/jp/misc/misc_others/2024-0621.html）。

金融資産の減損

第220回金融商品専門委員会（2024年7月1日号（No.1714）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ5（一般事業会社に対する検討）を採用する一般事業会社における貸倒引当金の対象となる金融資産に関する検討の方向性が審議された。

事務局から、現行基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等について、IFRS 9号「金融商品」における取扱いや金融資産の性質等を踏まえ、次の提案が示された。

- (1) IFRS 9号の単純化したアプローチを取り入れる方向で検討を進める金融資産等：「顧客との契約から生じた債権に係る受取手形、および電子記録債権」、「売掛金」、「契約資産」、「リース債権およびリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分」、「オペレーティング・リース取引（契約）に係る債権」

- (2) IFRS 9号の単純化したアプローチの対象とするかどうか検討を行う金融資産：「未収金」
- (3) 金融商品の分類および測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する方向で検討を進める金融資産：「敷金」、「将来返還される差入預託保証金（建設協力金および敷金を除く）」、「ゴルフ会員権（預託保証金）」
- (4) ステップ4の検討後に改めて検討する金融資産：「貸付金」、「未収利息」、「建設協力金」

委員からは、(2)の未収金は、(1)の売掛金の取扱いと同じとするほうがいいのでは」との意見が聞かれた。

ベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

第220回金融商品専門委員会（2024年7月1日号（No.1714）情報ダイジェスト参照）に引き続き、上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの審議

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和6年4～6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和6年4～6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,519社
回答企業数 11,111社
回収率 76.5%

景況 ●貴社の景況
令和6年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は0.4ポイントとなり、令和5年10～12月期以来2期ぶりの「上昇」超となっています。続いて、中堅企業・中小企業はいずれも「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業は引き続き「上昇」超で推移する見通しとなり、中堅企業は令和6年7～9月期に「上昇」超に転じる見通しとなっています。中小企業は令和6年10～12月期に「上昇」超に転じる見通しとなっています。

●国内の景況
令和6年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.8ポイントとなり、令和5年4～6月期以降5期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

雇用
令和6年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は25.7ポイントとなり、平成23年9月末以降52期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業は「不足気味」超となっています。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高
令和6年度は、2.6%の増収見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益
令和6年度は、▲1.8%の減益見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています。

設備投資
令和6年度は、12.1%の増加見込みとなっています。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

		貴社の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)			
		令和6年1～3月 前回調査	令和6年4～6月 現状判断	令和6年7～9月 見通し	令和6年10～12月 見通し
大企業	全産業	▲0.0	0.4	6.6	6.8
	製造業	▲6.7	▲1.0	9.2	10.7
	非製造業	3.2	1.1	5.4	5.0
中堅企業	全産業	0.2	▲1.6	6.7	9.9
	製造業	▲9.2	▲5.7	6.7	11.4
	非製造業	2.8	▲0.5	6.7	9.5
中小企業	全産業	▲13.6	▲10.3	▲2.7	0.1
	製造業	▲22.1	▲25.1	▲6.4	▲0.3
	非製造業	▲12.0	▲7.5	▲2.1	0.1

		国内の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)			
		令和6年1～3月 前回調査	令和6年4～6月 現状判断	令和6年7～9月 見通し	令和6年10～12月 見通し
大企業	全産業	8.0	5.8	5.7	5.4
	製造業	1.9	3.2	5.3	7.4
	非製造業	10.9	7.0	5.9	4.5
中堅企業	全産業	6.8	0.3	2.2	3.7
	製造業	1.5	▲4.9	2.1	4.3
	非製造業	8.2	1.6	2.2	3.6
中小企業	全産業	▲4.9	▲13.1	▲12.1	▲7.8
	製造業	▲14.9	▲24.3	▲12.8	▲5.5
	非製造業	▲3.0	▲11.0	▲12.0	▲8.3

において、これまでに聞かれた意見に関して審議が行われた。修正提案する主な事項は次のとおり。

(1) 総額法で会計処理している組合等への出資

組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産・負債としてBSに計上し、PLについても同様に処理する総額法について、その会計処理を行っている組合等への出資にも時価評価オプションの適用を認め、その場合は、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項についての開示(注記)の規定を適用する。

(2) 連結上の取扱い

時価評価オプションを適用する企業として主に想定しているのはLP出資者であること等を踏まえ、時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含まない。

委員からは「(2)について、『別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐ』との考え方もあるのではないか」との意見が聞かれた。

四半期報告書制度の見直し

第526回親委員会(2024年6月10日号(No.1712)情報ダイジェスト参照)に引き

続き、中間会計基準等に関連する他基準修正への対応における、中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の整理について審議が行われた。

事務局から、個別の会計基準等において、第二種中間財務諸表、第一種中間財務諸表および四半期財務諸表のそれぞれの取扱いが定められているかどうか、そのうえでそれぞれの取扱いの明確化が必要かどうかを検討することとし、次の項目を明確化する案が示された。

- ・年度・中間(第二種中間財務諸表)の取扱いを定めている項目のうち、四半期会計基準等(および中間会計基準等)においても取扱いを定めていないもの(自己株式等会計基準42項等)
- ・年度・四半期の取扱いを定めている項目(包括利益会計基準3項等)

委員からは特段の異論は聞かれなかった。

ポジティブ・メンタルヘルズ

命の洗濯、命の選択

メンタルクリエイター 江口 毅

この3カ月間仕事を立て込んでいましたが、ようやく自分の時間を持つようになりました。溜まっていた疲れもすっかりとれたので、こんなときこそ旧友との再会だと思ひ立ち、ずっと会いたかった友人に連絡を取りました。

四半世紀ぶりの友人との再会はよい気分転換になり、存分に楽しむことができました。本格和食のランチに舌鼓を打ち、店内から眺める見事な庭園にも癒され、久しぶりに命の洗濯ができました。

彼は、大学時代のボランティアサークルで出会い、青春時代の多くの時間を共に過ごした大切な友人です。当時、穏やかに一緒にいて心地よいといつも感じていましたが、歳を重ねてもまったく変わっておらず、安心しました。同時にその変わらなさに驚きました。

話を聞いてみると、大企業の管理職を務め、年頃の子どもが2人いるようです。その立場から、日々さまざまな苦労があることは容易に想像がつかず。しかし、彼はそんな様子は微塵も見せず、仕事のこと、上司や部下のこと、年頃の子どものこと、高齢の親のことなどについて一切愚痴をいみませんでした。口を開けば愚痴をいみせず、会えば不平不満を並び立てる、い

つも自分の境遇を嘆くといった人があるなかで、立派な姿勢だと感じました。

その場では感心して、その気持ちを伝えただけでしたが、家に帰ってから少し違った考えが浮かびました。彼が立派なのは、その姿勢そのもの以上に、その姿勢を選択し続けてきたことではないだろうかと思っただけです。

私たちは、政治、景気、収入、物価、仕事の質や量、膨大な情報、人間関係、家族関係など、さまざまな影響を受けて生活しています。そうすると、つい自分以外の何かのせいにしてしまうことがあります。「自分が大変なのは、〇〇のせいだ」、「自分が不幸なのは、△△が悪いから」などと誰かや何かのせいにして、思いどおりにならない状況を嘆いてしまっていることがあります。しかし、意識的であれ無意識的であれ、そこで自分がどう感じてどう振舞うかは「自分が選択できること」です。自分が置かれた環境や状況はどうにもできません。ただ、そこで自分が感じることで、自分が振舞うことについては、自分で選択できます。

おそらく彼は、人生でいろんなことが起きてても、ポジティブに受け止めること、仕方ないとあきらめること、笑うこと、なんとかなると希望を持つことなどの態度をその都度意志を持って選択してきたのではないのでしょうか。環境や状況は変えられないけれど、感じ方や振舞いは変えられることを知り、それを実践している。筆者はその積み重ねによってつくられた彼の生き様を立派だと感心しました。

ところで、「命」という字には、「一番大切なもの」という意味もあります。人生いろいろあって、次から次へと災難が降りかかるものだけれど、そのなかで生きていくうえで、「一番大切なもの」を自ら選択する。思いどおりにならない状況をただ嘆くのではなく、自分がどう感じてどう振舞うかは自分の責任と意志でできることだと考え、それを実践する。そういう営みの繰り返しや積み重ねが、それぞれの美りある人生を形作っていくのではないのでしょうか。その都度「一番大切なもの」を選択し続け

た先に、自分の人生にとって「一番大切なもの」が得られる。こうして幸福な人生は紡がれていくものなのかもしれません。「命の洗濯」と「命の選択」。思いがけずありがたいことです。

連結会社相互間のリース取引に関する簡便的な取扱い、検討

—ASBJ、リース会計専門委

去る6月17日、企業会計基準委員会では第151回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2024年6月20日号（No.1713）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に関するコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。なお、同テーマに関連して、6月20日開催の第528回親委員会でも審議が行われた。

単体財務諸表への適用

第525回親委員会等において、単体財務諸表への適用に関する審議で聞かれた意見を踏まえた再提案が示され、審議された。

(1) 連結会社相互間のリースにおける借手のリース期間の決定

簡便的な取扱いを設けることについて、おおむね賛同する意見が聞かれていた一方で、聞かれた指摘を踏まえ、次の事務局

案が示された。

仮に連結会社相互間のリースについて簡便的な取扱いを設ける場合、当該リースの借手が子会社であるならば、親会社が借手のリース期間の定め（本会計基準案29項）に従って決定した期間を借手のリース期間とすることができると。

その場合、会社が企業集団に加わる場合または企業集団から外れる場合には、本会計基準案39項に準じてリース負債の見直しを行うことが考えられる旨を本適用指針案に記載する。

専門委員会からは、親会社側で各子会社の見積りを行うコストが多いため、前回まで提案されていた「子会社のリース期間を解約不能期間に再リースを再度検討しては」などの意見が聞かれた。事務局は、「延長オプションを一切反映させないことに合理性がないため難し

い」と回答した。

また、第528回親委員会では、「明記しなくても、実務上は親会社の方針に従えば、事務局案の形になるのでは」との意見が聞かれた。

(2) 会社法上の大会社への対応
会社法上の大会社に対する簡便的な取扱いを求める意見が聞かれていた。これに対して、第528回親委員会では、特段の簡便的な取扱いは設けないとの事務局案が示された。

リース（注記事項）

第521回親委員会の審議において、借手のリース期間の開示に関して、主に次の2つの点を検討すべきとの意見が聞かれ、対応案が示された。

(1) 開示目的を達成するための必要な情報の例示に含めること

事務局は、借手のリース期間に関する定量的な例示について、「本適用指針案がIFRS 16号『リース』と整合的なものとすることを出発点としていることから、IFRS 16号の例示にない項目をあえて追加する必要はない」とした。また、定性的な例示については、定量的な例示を追加しない

なかでは意義が乏しいと分析した。

専門委員会からは「開示が促されるなどのメリットがあるなかで例示を追加しないならば、IFRS 16号以外の納得感のある理由を」などの意見が聞かれた。

第528回親委員会では、「実務が定着するまでの参考となるよう、教育文書を作成しては」との意見が聞かれた。

(2) 会計上の見積りに関する開示に関する結論の背景への記載
事務局から、「会計上の見積

金融

内部体制の強化やデータ管理の改善が求められる米国大手銀行

米国の連邦預金保険公社（FDIC）と米連邦準備制度理事

会（FRB）は6月21日、2023年7月に提出された8つの銀行の清算計画の審査結果を発表した。その結果、8つの銀行のうち、バンク・オブ・アメリカ、シティグループ、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェー

りに関する不確実性があって翌年度の財務諸表に重要な影響がある場合、見積開示会計基準4項の開示目的ならびに5項および25項の開示する項目の識別に従って開示判断を行うこととなる点を結論の背景に記載する」との案が示された。

専門委員会からは「あらためて記載するまでもないので」との意見も聞かれた。

合に備えた破綻手続を円滑に進めるために記述するもので、不備というのは、計画の実現可能性に疑問を投げかける「欠陥」があるということだ。

このうち、シティグループの審査結果については、FDICは、清算計画が信頼性に欠ける、すなわち連邦破産法の下での秩序ある清算計画の実現可能性に疑いがある「欠陥」(deficiency)とみなしたのに対して、FRB

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年6月14日	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)	金融庁	上場会社等の業務執行決定機関による株式報酬としての株式発行等に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準を、希薄化が1%未満と見込まれること、価額(時価)の総額が1億円未満と見込まれること、のいずれかに該当することに改正するもの。コメント期限は7月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240614-2/20240614.html	—
2024年6月14日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	ASBJが実務対応報告46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表したことを受け、財務諸表等規則および財務諸表等規則ガイドライン等について所要の改正を行うもの。コメント期限は7月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240614-3/20240614.html	—
2024年6月24日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和6年度の法人税関係法令等の改正に対応し、法人税基本通達等につき所要の整備を図ったもの。現物出資の見直しの無形資産の範囲における工業所有権等の意義、暗号資産の評価方法の選定手続・変更手続に関する明確化、給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度における補填額の範囲の明確化などが盛り込まれている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2406xx/index.htm	—

は単に「欠点」(shortcoming)と判断し、意見が分かれる形となった。

FDICとFRBが8つの大手銀行の清算計画を審査し、4つの銀行に不備を確認したこと、金融システムの安定にとつて重要な意味を持つ。審査結果は、規制当局の共同作業の信頼性と妥当性を示しており、特にシテイグループに対する評価の相違は、審査プロセスの透明性と公平性を問う場面となった。

FDICが「重大な欠陥」と判断した一方で、FRBは「欠点」とみなしたこと、意見の一致が求められる一方、銀行の対応と義務も重要である。規制当局からのフィードバックは、銀行が自己改善を図るための重要な指針となる。2025年までに計画を修正する義務を負う銀行は、具体的な手段と戦略をもつて取り組む必要がある。これには、内部体制の強化やデータ管理の改善が含まれる。これらの取組みが成功すれば、金融システム全体の安定性向上に寄与するだろう。規制当局と銀行の双方が協力して、持続可能な改善を目指すことが求められる。

証券

A半導体と極右進出選挙の明暗

日経平均は5月以降、38、000円台付近で推移してきた。2カ月近く狭いボックス圏で一進一退を繰り返してきたといえる。世界の株価を牽引する米株価が連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策の流動化につれ、方向感を失ってきた感があることを反映するものだろう。もともと、米株価はFRBが現行金利水準を維持し、利下げ先延ばしの姿勢を固めようとしていると察すると、金利動向の影響を受けない、成長期待の大きい、少数のハイテク株を集中買いして、結果として株価指数を緩やかながら上昇させてきた。

日本市場のように株価は冴えない推移をたどった市場が多いなかで例外的に5月以降、株価急騰を実現したのが台湾・加権指数である。加権指数は5月以降、6月21日までに約15%上昇したが、これは世界最高の上昇率であった。ナスダックや加権指数を押し上げた中心はAI(人口知能)半導体企業で、ナスダックのエヌビディアや台湾

のTSMCなどが代表である。一方、AI半導体に強くなると、5月以降株価が弱含みで推移してきたのは欧州主要国である。米市場とは対照的に、5月初めから6月中旬まで欧州主要国の株価指数は2〜4%の下落となった。ただ、下落が目立ったのは6月に入ってからであることに留意したい。

欧州株価が下落したのは、欧州議会選挙が株式市場の期待どおりの結果にならず、さらにこの結果を受け、主要国が予定外の総選挙を行うことになったためと思われる。今年の世界各国での選挙は、株式市場のリスク要因と指摘されてきた。欧州中心に台頭してきた、株式市場に敵対的な極右勢力の影響力が一段と高まるようだと、世界中の市場にとってマイナスとなる。

日本株式市場は引き続きFRBの金融政策の展開、それを見据えた日銀の金融政策のかじ取りが基本的な変動要因だが、政治、軍事、災害などのリスク要因にも注目を怠れない。